

第2 景観重要建造物^{※1}

景観法は、景観上重要な建造物の維持、保全及び継承を図り、地域の個性ある景観づくりの核とするため、「景観重要建造物」の指定について定めている。指定要件は、建造物の外観に、地域の自然、歴史、文化等から見た景観上の特徴が反映され、それが良好な景観を形成する上で重要であることとしている。建造物の歴史的な価値が必ずしも指定要件でないことから、例えば、近年の建築や築造であっても地域のシンボルとなる建造物を指定することが可能である。

一方、都は景観法の制定に先立ち、平成元年度から「歴史的建造物の景観意匠保存事業」を開始し、平成11年度には旧東京都景観条例に基づく「東京都選定歴史的建造物」制度を創設して、歴史的な価値を有する建造物の保存に努めてきた。都の制度は、原則として建設後50年を経過した建造物を対象に、「都選定歴史的建造物選定候補リスト」（以下「保存リスト」という。）に基づき、所有者の同意を得て選定し、保存を支援するものである。「景観重要建造物」とは、指定要件や保存支援策等が異なることから、第3章で記述するとおり、今後とも「都選定歴史的建造物」の選定を継続するとともに、「景観重要建造物」制度については、下記の方針に基づき活用する。

景観重要建造物の指定の方針

良好な景観を形成する上で重要と認められる建造物で、以下のいずれかに該当するものを指定する。

- ・保存リストに記載され、かつ、所有者が景観重要建造物の指定を希望するもの
- ・保存リストに記載されていないが、東京都景観審議会により、歴史的又は文化的な価値を有すると認められたもの
- ・創建当時の外観の復元が、東京都景観審議会により、歴史的又は文化的な価値の再現に資すると認められたもの

^{※1} 景観法第19条第1項に規定する景観重要建造物